

札幌市北区土木センター警備業務 仕様書

1 目 的

警備対象施設において起こりうる火災・盗難・破壊等の予防、早期発見及び拡大防止等を図り、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。業務の遂行に当たっては、「警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）」及び関係法令を遵守すること。

2 業務期間

令和 7 年 10 月 1 日 8 時 45 分から令和 12 年 10 月 1 日 8 時 45 分までとする(60 か月間)。

※1 日の単位は 8:45～翌日 8:45 とする。

3 対象施設

札幌市北区土木センター(札幌市北区太平 12 条 2 丁目 1 番 7 号)

施設概要		構造等	面積等
土 地	太平12条2丁目1-2、1-3		5,791.52㎡
建 物	センター庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建	822.14㎡
		建築年月	平成11年11月
		職員数	41名
	車庫1	鉄骨造平屋建	337.33㎡
	車庫2	鉄骨造平屋建	97.20㎡
	車庫3	鉄骨造平屋建	97.20㎡
	文書庫	プレハブ造2階建	138.72㎡
	物置1	プレハブ造平屋建	14.85㎡
	物置2	プレハブ造平屋建	14.85㎡
	少量危険物保管庫	プレハブ造平屋建	3.45㎡
	自家発電機用建物	プレハブ造平屋建	3.05㎡
	スコットトランス盤	プレハブ造平屋建	1.09㎡

※別添図面等参照

4 業務実施方法

機械警備及び巡回警備によるものとする。

5 警備業務の概要

(1) 機械警備(詳細図は別紙のとおり)

① 警備方式

警備本部遠隔監視方式による機械式警備とする。

※ 個人貸与 ID カード式による機械警備開始・終了制御

② 対象施設

センサー設置等による機械式警備の対象施設は、センター庁舎及び文書庫とする。

③ 警備機器の設置

上記②の対象施設の警備機器の設置については、委託者と協議のうえ、必要な機器の設置場所及び数量、設置時期を決定すること（別図現状設備参照）。また、当該機器が正常に作動しているかを確認し得る機器を受託者の警備本部に設置するものとする。

④ 警備実施日、実施時間帯

	実施日	実施時間帯
昼間警備	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)の休日	8時45分～17時15分
夜間警備	毎日	17時15分～8時45分

⑤ 実施時間帯での警備開始と解除

実施時間帯での警備の開始は、カード被貸与者がカード式操作器により機械警備開始信号を受託者に送信してからとする。また、警備の解除は、カード被貸与者がカード式操作器により機械警備解除信号を受託者に送信してからとする。

⑥ 警備業務の対処

・受託者は、管制担当者を定め、受託者の警備本部において上記②の対象施設の異常の有無を间断なく監視し、警備の安全を確立するものとする。

・受託者は、上記②の対象施設に異常が発見された場合は、緊急出動により現場へ急行するとともに、異常事態の確認を行い必要な措置を行うものとする。また、別に指定する委託者の職員に連絡し、別途指示があるまで現地にて待機すること。

（参考）緊急出動回数 R6 年度 4 回

(2) 巡回警備（詳細図は別紙のとおり）

① 警備対象施設

北区土木センター構内の敷地及び全ての建物とし、土木センター庁舎については庁舎内も巡回するものとする。

② 業務内容

各施設の施錠点検・異常の有無を確認し、未施錠の場合は施錠するものとする。他、異常（不審物、不審者、不審火等を含む）を発見した場合は、すみやかに関係機関、公署に通報し、その指示を受けるものとする。また、上記(1)の⑥の委託者の職員へ連絡するものとする。

③ 巡回実施日、実施時間帯及び実施回数

巡回は以下のとおり実施するものとする。

	実施日	実施時間帯、実施回数
日中巡回	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)の休日	8時45分～17時15分の間に1回
夜間巡回	毎日	17時15分～8時45分の間に1回

6 鍵の保管

建物の鍵は別途貸与する。貸与した鍵は受託者の責任において保管する。

7 警備機器の保守管理等

(1) 保守点検

受託者は、委託者の機械式警備の対象施設における警備機器の正常な機能を維持するため、毎月1回保守点検を行うものとする。

受託者の警備本部において、毎日警備機器の正常な機能・作動を点検するとともに、万一機器の故障により異常を生じた場合は、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。

(2) 機器修繕

受託者の設置した警備機器、工事配線等について、契約期間中に故障等業務遂行に支障が発生した場合は、下記(3)の場合を除き受託者が費用を負担し補修対応するものとする。

(3) 棄損、紛失

契約期間中に委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した警備機器等を棄損、紛失せしめた場合は、委託者はその実費を受託者に支払うものとする。

8 警備機器の撤去、現状回復

(1) 機器の撤去

受託者は、契約終了後又は中途解約時において、受託者の責任において委託者の施設に設置された警備機器を撤去するものとする。

警備機器の撤去の時期については、担当者と協議のうえ担当者の指示に従うこと。

(2) 現状回復

受託者は、警備機器の設置、修繕、又は撤去等に係る工事に伴い委託者の物件に損害を与えた場合は、現状に復さなければならない。

9 提出書類等

受託者は、次に掲げる書面を指定する期日までに委託者に提出すること。

(1) 業務計画書

受託者は、業務の実施にあたり、設置する機器の内容、警備計画の内容等を具体的に記載した業務計画書を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(2) 業務報告書

① 警備業務委託月次報告書(毎月)

② 警備機器設備の保守点検報告書(毎月)

③ 異常事態発生に伴う緊急要員派遣報告書(該当日の翌日^{*}9時まで)

④ 巡回警備に伴う警備業務報告書(翌日^{*}9時まで)

※ 閉庁日の分は翌開庁日の9時に提出すること。

10 費用負担

(1) 機器費等

警備本部及び北区土木センターに設置する警備機器に係る機器、機器の設置・撤去(工事を含む)、維持管理及び保守(修繕を含む)の費用は受託者の負担とする。

(2) 緊急出動等

本業務に係る機械警備本部の人件費、並びに巡回警備及び緊急出動に係る移動手段のすべての費用及び人件費はすべて受託者の負担とする。

11 本市が掲げる「環境首都・札幌」宣言に配慮し、環境負荷の軽減に努めること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、相互に協議して調整を図るものとし、本仕様書に不明な点等の疑義がある場合については、担当者に必ず確認をとること。

13 担 当

札幌市北区土木部維持管理課(札幌市北区土木センター)

事務係 山岸

札幌市北区太平 12 条 2 丁目 1 番 7 号

Tel 011-771-4211 Fax011-772-3138